



## 赤ちゃんの名前のフリガナに注意

氏名に用いられる文字の読み方として、「一般に認められているものでなければならない」というルールができました。

### 一般に認められているものとは？

漢和辞典や一般的な辞書に載っている漢字の読み方です。

その他、命名文化、慣習、歴史的経緯を踏まえて次の①～③も一般の読み方として認められました。また、新聞、雑誌、書籍など一般に頒布されているものも説明を記載した書面の提出があれば認められます。

### 認められる例

- ①部分音訓・・・心愛(ココ・ア) 桜良(サ・ラ) など
- ②熟字訓・・・飛鳥(アスカ) 弥生(ヤヨイ) 百合(ユリ) など
- ③置き字・・・美空(ソラ) 彩夢(ユメ) など

※一般に認められた読み方かどうか職員が判断に迷うものにつきましては、読み方についての説明を別途書類にご記入いただくことがあります。

